

## 「犯罪収益移転防止法」に基づく取引時確認のお願い

宝石貴金属等取扱事業者では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により一定の売買取引を行う際に取引時確認（お客様の氏名・住居・生年月日等の本人特定事項、職業、取引目的等の確認）が義務づけられております。

当社では、税込み金額で200万円を超える現金での貴金属・宝石・地金等の売買双方のお取引の際にはお客様のご本人確認を実施させていただきます。

お客様がご来店の際は、必ずご本人確認書類（以下に明示）をご持参いただき、店舗にて確認させて頂きます。

何卒ご理解とご協力を賜りますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

### 1. お客様のご本人確認

税込み金額で200万円を超える現金での貴金属・宝石・地金等の売買双方のお取引の場合、お客様の本人確認を実施させていただきます。

#### (1) お客様が個人の場合

別紙1に定める運転免許証などの「本人確認書類」の提示いただき、氏名・住所・生年月日・職業と取引目的の確認を行わせていただきます。

#### (2) お客様が代理人を利用した取引を行う場合

- ①お客様と実際の取引担当者（代理人）双方の本人確認を行わせていただきます。
- ②お客様から代理人への委任状の確認を行わせていただきます。

#### (3) お客様が法人の場合

- ①お客様である法人の登記簿謄本等の提示を受けて、その法人の名称および本店または主たる事務所の所在地、ならびに事業内容と取引目的の確認を行わせていただきます。
- ②その取引の任に当たっている方（代表者等）についても本人確認書類の提示を受け、その代表者等の本人確認を行わせていただきます。
- ③その法人の実質的支配者について、本人特定事項を代表者等からの申告により確認させていただきます。

実質的支配者：法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるもの

### 2. お客様のご本人確認書類

店頭にて以下の書類（原本）を直接提示していただくことによって、ご本人確認を行わせていただきます。

#### (1) 個人のお客様

- ①ご本人確認が可能な公的証明書類は、別紙1をご参照ください。
- ②お取引時に顔写真のない身分証を提示され、他で確認できる書類の提示がない場合は、本人確認書類にご記載の住所に、取引関係文書を転送不要郵便等で送付させていただきます。

(2) 法人のお客様

- ①登記事項証明書(現在事項全部証明書)、印鑑登録証明書
- ②定款等、会社の事業目的が確認できる書類
- ③委任状
- ④その取引の任に当たっている方(代表者等)に関する本人確認書類

3. 本人確認記録および取引記録の作成と保存

(1) 取引時の確認記録

200万円を超える現金での貴金属・宝石・地金等の売買双方のお取引の場合、取引時の確認記録を作成する必要があります。

(2) 取引記録

顧客等の確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容等に関する記録を作成する必要があります。

4. 記録の保存期間

上記の確認記録および取引記録は、特定取引等に係る契約が終了した日から7年間保存する義務があります。

以上

別紙1：犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類  
(犯罪収益移転防止法に関する法律施行規則 第7条)

	A種	B種	C種	
区分	1点で本人確認ができる書類	2点で本人確認ができる書類※	B種の書類と合わせることで、本人確認ができる書類※	
要件	① 名前・住所・生年月日・顔写真の記載があること。 ② 提示時において有効であること。	① 名前・住所・生年月日の記載があること。 ② 提示時において有効であること。	① 官公庁から発行され、名前・住所・生年月日の記載があること。 ② 発行年月日が6ヶ月以内のもの。	① 名前の他、個人識別事項として住所・生年月日のいずれかが記載されていること。 ② 領収日付または発行年月日が6ヶ月以内のもの。
本人確認書類(原本)	個人番号カード 運転免許証 運転経歴証明書 旅券(パスポート) 住民基本台帳カード 在留カード 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 特別永住者証明書	国民健康保険証 健康保険証 船員保険証 後期高齢者医療被保険者証 介護保険被保険者証 健康保険日雇特例被保険者手帳 国家公務員共済組合員証 地方公務員共済組合員証 私立学校教職員共済組合員証 年金手帳 児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書 母子健康手帳	印鑑登録証明書 戸籍の謄本若しくは抄本(戸籍の附票の写し) が添付されているものに限る。) 住民票 住民票の記載事項証明書 これらの写し (個人番号通知カードを本人確認資料として使用することはできません)	国税・地方税の領収書 納税証明書 社会保険料の領収書 公共料金(電気・ガス・水道に限る)領収書

※ B種内で2点、もしくはB種とC種合わせて2点で本人確認をさせて頂きます。C種のみで2点での本人確認はできません。2点確認できない場合は、本人確認書類に記載の住所に取引関係文書を転送不要郵便等で送付する対応とさせていただきます。